

【解説】

ソクラテスの授業のポイントは、①「無知の知」や「知を愛し求めること＝魂への配慮」の意味を、その後の裁判で彼がアテネ市民たちの生き方を批判した叫び（教科書や資料集によく引用されている『ソクラテスの弁明』の一節）と関連させて考えさせること、②脱獄の拒否に表現されている彼の正義感（法意識）の意義と限界を理解すること、が中心になる。

①ソクラテスが「自分以上の知者」を発見するために訪ねて行った人々とは、ソフィストたちのことである。詭弁を弄してでも論争に勝つことに邁進し、その論争テクニックゆえに市民からもてはやされ（あるいは金をもうけていた）ソフィストたちに向かって真善美の説明を求めたところ、当然ながら満足のいく答えが得られなかった。そこでソクラテスは「無知の知」に気づくのだが、これはソフィストや、ソフィストをもてはやす多くのアテネ市民の（勝利至上主義・拝金主義の）生き方に対する真正面からの強烈な批判である。「無知の知」はぜひその文脈の中で理解させるようにしたい。そうすれば、「無知の知」と「知を愛し求めること＝魂への配慮」が密接につながっており、裁判におけるソクラテスの言葉がアテネ市民に「生き方の変革」を求めた叫びであることが具体的に感じられるようになってくるはずである。

現代日本社会は、勝利至上主義・拝金主義が浸透しているという点で、ソクラテスの時代のアテネとよく似ている。そんな中で生徒たちが「自分はどのような生き方をしようとしているのか」を考えさせたい。ソフィストや多数のアテネ市民のように生きるのか、それともソクラテスのように生きるのか、自分自身の価値観や生き方を自覚させたいところである。

②ソクラテスが脱獄を拒否して毒杯をあおった行為は、ソクラテス自身の生き方に照らせば思想的には一貫しており英雄的でさえあるが、少し見方を変えれば“冤罪”に甘んじ国家に身をまかせる態度でもあり、注意を要する。後世「悪法も法なり」という法諺の源にもなったように、この点におけるソクラテスの行動は、基本的人権の保障という観点からは検討の余地がある。ソクラテスが脱獄を拒否した理由を彼自身の思想との関連で理解するようにつとめると共に、ルール of 趣旨を度外視して「決まりは決まりだ、不満があってもきちんと守れ」という考え方に安易に同調しない民主的な法意識をもてるようにも授業したい。

本の紹介

プラトン『ソクラテスの弁明・クリトン・パイドン』新潮文庫